

# ガソリン・軽油の買いだめに 関する防火安全上の注意事項

## 1 ガソリン・軽油の危険性

ガソリンは揮発性が非常に高く、小さな火源（静電気の火花やライターの火など）でも引火し、爆発的に燃焼する物質です。

ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなど低いところに溜まりやすく、離れた場所の火源でも引火することがあります。

ガソリンは、膨張率が大きく、気温の上昇によって、容器が破損するおそれがあります。

ガソリン・軽油は、大量に保管すると火災危険性が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。

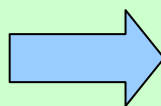
## 2 ガソリン・軽油を入れる容器

ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。保管する場合は、必ず消防法令に適合した金属製の容器を使用してください。

特に、灯油用ポリ容器にガソリンを入れることは非常に危険ですので絶対に行わないでください。



灯油用ポリ容器



金属製ガソリン携行缶

セルフスタンドでは、利用客自らガソリンを容器に入れることはできません。ガソリンや軽油の買いだめは極力控えてください。

### 3 ガソリン・軽油を容器に入れて保管する際の注意事項

消防法令に適合した容器で保管する場合でも、合計40リットル以上200リットル未満のガソリン又は合計200リットル以上1,000リットル未満の軽油を保管する場合は、市町村の火災予防条例により、保管場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料であることなど、構造等の規制を受け、当該条例の基準に適合している旨の書類を添えて、あらかじめ消防機関に届け出ることが必要となります。

200リットル以上のガソリン又は1,000リットル以上の軽油を保管する場合は、消防法により、壁、柱及び床を耐火構造であることなど、構造等の規制を受け、消防法に基づく市町村長の許可を受ける必要があります。

具体的な市町村火災予防条例の規制や市町村長等の許可等の手続きについては、最寄りの消防署にお問い合わせください。

**ガソリンをポリ容器に入れることは、法律で禁止されており、火災や爆発事故を招く恐れがありますので絶対に行わないでください。**

**ガソリンや軽油を家庭等で大量に保管することは、火災の発生危険が高まるとともに、火災が発生した場合、大火災となる危険性がありますので、極力控えてください。**

【担当】福岡県総務部消防防災課消防係  
TEL 092-643-3111 (直通)